

## 議案第12号

### みやき町企業誘致条例の一部を改正する条例について

みやき町企業誘致条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8年 3月 9日提出

みやき町長 岡 毅

#### 提案理由

この議案は、佐賀県企業立地の促進に関する条例（平成17年佐賀県条例第42号）の廃止により、特区制度の優遇措置が廃止となることから、引き続き優遇措置を維持するため、対象業種や要件の整理を行い、新たに優遇措置を規定することに伴い、みやき町企業誘致条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町企業誘致条例の一部を改正する条例

みやき町企業誘致条例（平成17年みやき町条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「卸売業」の次に「（施設を賃借して事業を行う場合及びこれらに施設を賃貸する不動産賃貸業も含む。）」を加え、同条第9号中「佐賀県企業立地の促進に関する条例（平成17年佐賀県条例第42号）第3条第1項の規定により佐賀県企業立地促進特区に指定された場合において、同条例第2条第1項第4号に定める特例対象者をいう。」を「町内に工場等を新設又は増設を行った者で、規則で定める要件に該当する者をいう。」に改める。

第5条第5号並びに第10条の見出し及び同条第1項中「特区」を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に、改正前のみやき町企業誘致条例及びみやき町企業誘致条例施行規則（平成17年みやき町規則第80号）に基づき立地に係る協定を締結している者に対する特例措置又は企業立地補助金の交付については、なお従前の例による。

（検討）

3 この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

みやき町企業誘致条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 次に掲げる事業の用に供する施設をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業_____</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 特例対象者 <u>佐賀県企業立地の促進に関する条例(平成17年佐賀県条例第42号)第3条第1項の規定により佐賀県企業立地促進特区に指定された場合において、同条例第2条第1項第4号に定める特例対象者をいう。</u></p> <p>(奨励措置)</p> <p>第5条 町長は、工場等を新設し、又は増設する者に対し、必要と認めるときは、次に該当する奨励措置を行うことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 企業立地促進<u>特区</u>補助金の交付 (企業立地促進<u>特区</u>補助金)</p> <p>第10条 町長は、町内における工場等の立地を促進するため、特例対象者に対し、企業立地促進<u>特区</u>補助金を規則で定めるところにより、交付することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 次に掲げる事業の用に供する施設をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業<u>(施設を賃借して事業を行う場合及びこれらに施設を賃貸する不動産賃貸業も含む。)</u></p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 特例対象者 <u>町内に工場等を新設又は増設を行った者で、規則で定める要件に該当する者をいう。</u></p> <p>_____</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第5条 町長は、工場等を新設し、又は増設する者に対し、必要と認めるときは、次に該当する奨励措置を行うことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 企業立地促進____補助金の交付 (企業立地促進____補助金)</p> <p>第10条 町長は、町内における工場等の立地を促進するため、特例対象者に対し、企業立地促進____補助金を規則で定めるところにより、交付することができる。</p>

改正前	改正後
2 (略)	2 (略)